

実質化された人・農地プラン

※朱書き箇所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	波積地区城下集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当集落は、中心経営体が不在であるが、入り作者が集落内の農地の約3割を耕作している状況にある。入り作者及び集落内の農業者が連携を図りながら、農地を保全していく。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落には、現在、中心経営体は存在しないが、集落内の農業者全員が後継者の目途がついていない状況である。このため、中心経営体(担い手)の確保は喫緊の課題となっている。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

現状、入り作者2名が集落内で耕作するなど、集落外から人材を確保している。
耕作面積の7割を占める集落内の農業者は家族農業が主体であるが、規模の拡大には限界感があり、集落外からの人材確保が必要となっている。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、50%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要と回答している。
当集落は、ほ場整備(S61～H3 本郷地区圃場整備19.8haの一部)が実施済みである。
しかしながら、当集落からは、当時の圃場整備が不十分な個所が存在し、その改善が必要との声がある。
具体的には、①田面と排水路の高低差が大きく法面の除草管理が危険かつ重労働であること、また、田への進入路が急勾配であり、危険であること、②水田の水はけが悪く、暗渠排水が機能しない個所があること、③石れきにより耕作の支障となっていること、④取水に支障が生じている田があり、農作業に支障をきたしていることが挙げられた。
このため、これらの問題解決に向けて、**農地の地権者や相続者に対して、今後の農地の管理の考え、意向を聞くとともに、行政と連携し検討を進めていく。**

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は、稲作が主体であるが、入り作者がコケを栽培している。当面は、これらの作物の栽培を継続する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

当集落では、イノシシ対策として集落一体を囲う防護柵(金網フェンス)及び電気柵を設置しているが、管理が行き届かない個所から、イノシシが侵入し被害が発生している。このため、防護柵の見回りや点検等を集落の農業者が共同で取り組む方法を検討していく。
また、既存の電気柵については、維持管理の省力化や資材を改良し、侵入防止効果を高める。
なお、集落内には、有害鳥獣捕獲班員が存在し、上述の防御と併せて捕獲対策も強化していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケートに回答した農業者全員が、農業の後継者がいないと回答しており、後継者確保が喫緊の課題となっている。
一方で、当集落では、集落内の農業者と入り作者2名が集落内の農地を保全している。
当面は、可能な限り既存の農業者が営農活動を継続するとともに、連携を図りながら農地を保全していく。

■その他の取組方針

当集落において、中山間地域等直接支払制度に取り組む協定組織の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、引き続き集落内の営農活動を支えていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。